マーケット・アクセス・ルールの導入等について

2020年1月30日 株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社では、昨今の市場参加者による取引の自動化・高速化等を背景として、取引参加者による適切な注文管理の重要性が益々高まっている状況を踏まえ、より一層の市場の安定性・信頼性向上の観点から、取引参加者における注文管理体制に関する規則について以下の見直しを行うこととします。

Ⅱ. 概要

項目	内容	備考
1. 直接的かつ排他的	・ 取引参加者は、顧客の注文管理に係る制限または措置に関し	・ 具体的な管理方法としては、例えば、以下の
な管理形態の義務付け	て、直接的かつ排他的な管理権限のもとで行わなければなら	ような形態が考えられます。
	ないものとします。	- 取引参加者が独自に開発した、顧客から物理
		的に独立したシステムの利用
	・ 「直接的かつ排他的」とは、顧客の注文管理に係る制限又は	- 独立した第三者(ベンダーや当社等)が提供
	措置に関して、取引参加者のみがその管理(例えば、リスク・	するリスク・チェック用のソリューションの
	パラメータの設定・変更等)を実施可能であるとともに、顧	利用(取引参加者が直接的かつ排他的な管理
	客がその設定内容等の改竄を行えないような状況を指しま	権限を有する場合に限ります)
	す。	・ 顧客の管理するシステムに取引参加者が求
		めるリスク・チェックに係るソフトウェアを
		導入し、設定項目やパラメータが変更されて
		いないことを確認するような間接的な管理
		方法については、直接的かつ排他的とは認め
		られません(予め契約等で顧客が設定項目や
		パラメータ変更を行わないことを約してい

項目	内容	備考
		る場合を含みます)。
		・ J-GATE の Trade Guard は、直接的かつ排他的
		な管理形態であると考えられます。
2. 発注抑止機能の導	・ 取引参加者は、発注システム(顧客側のシステムを含む。)の	・ 高速取引行為を受託する証券会社において
入の義務付け	誤作動等により予期しない異常な注文の発注等がなされた場	は、「高速取引行為の受託等の態勢に関する
	合、直ちに当社市場に対する新規注文の発注を抑止する措置	J-GATE チェックリストの導入について」
	を講じなければならないものとします。	(2019年3月29日0SE市企第19号) にて
		要請したチェックリストに基づく対応が引
		き続き必要となります。
3. 意図的なエラー注	・ 取引参加者が定めた発注制限値等に抵触した注文について、	・ 例えば、取引参加者システムにおいて、取引
文の発注等を利用した	取引参加者のシステムにおいて適切に対処しなければならな	所システム側で明らかにエラーとなるよう
注文管理形態の禁止	い旨を明確化します。	にパラメータ等を書き換えた上で取引所へ
		発注する手法を用いた注文管理形態は認め
		られません。
		・ 注文管理に関するガイドラインにおいて、こ
		うした管理形態を禁止する旨を明確化しま
		す。

Ⅲ. 実施時期(予定)

2021年1月を目途に実施します。

以 上